

剰余金分配の計算手続き

新会社法では、期末に限らず、いつでも、配当ができるようになったとのことですが、配当の決定や財源の計算の仕方について、どのような方法や手続きが必要なのでしょう。

◇総会議でいつでも分配可能に

旧商法での配当は、定時総会で承認された期末配当と、取締役会の決議で行う中間配当の二つでした。

新会社法では、株主総会の決議によって、いつでも「剰余金の分配」が可能となりました。

ただし、現物配当を行う場合と、市場取引・公開買付け以外の方法で、特定の者から、自己株式の有償取得をする場合には、特別決議が必要です。

次の場合は、取締役会の決議で決定することができます。

すなわち、会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期が一年以内である株式会社（委員会等設置会社以外の会社は、監査役会を設置したものに限ります）は、定款に定めがある場合です。

経営の散歩道

新会社法の対応 6 — ざぱり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

◇分配可能額の計算

剰余金の分配可能額（配当できる金額）は、貸借対照表の留保利益等から、自己株式の価額等と、当期に分配した金銭額等を控除したものです。

留保利益とは、社内に留保されている利益で、資産から負債を引いた純資産から、資本金と準備金を差引いた金額で、剰余金額とも言います。

計算の順序

①まず、期末決算日で、剰余金額（留保利益）を計算します。純資産から、資本金・準備金を控除（準備金については、後記※参照）。

②次に、分配時（配当の決議の日）までの剰余金の変動について増減を計算します。この変動とは、資本金、または、準備金の減少差益、分配した金銭、自己株式の価額、法務省令で定めた金額などです。

この場合に、自己株式の価額を控除することに注意します。③こうして、配当の決議をする日の剰余金が算出されます。会社の純資産額が三〇〇万円を下回る場合には、剰余金があっても、分配はできません。

◇期間中の損益は含まない

期中の変動には、期間の損益は反映されません。しかし、決算手続きに準じた計算手続きを行うことによって、分配時までの期間損益を反映させる制度を設けることとされました。（会社法四六一条II②、⑤・臨時計算書類による損益の反映）

◇法定準備金と任意準備金※

準備金には、法律の規定によって、積み立てを強制される法定準備金と、会社が自主的に積み

3. 配当の決議日

当日の剰余金

2. 期中の剰余金の変動

+ 資本金・準備金の減少差益
- 分配した金銭額
- 自己株式の価額
- 法務省令に定める額

1. 期末決算日

貸借対照表

純資産 - (資本金 + 準備金) = 剰余金額
(= 留保利益)

立てる任意準備金（積立金）があり、会社法で定められた準備金は、利益準備金と資本準備金があります。

会社の設立に際して、株主が払い込んだり、給付した財産の額のうち、二分の一を超えない額

は、資本として計上しないことができません。これは、払込剰余金にあたるわけですが、その額は、資本準備金として計上しなければなりません。

・会社法では、「剰余金の配当をする場合には、その配当で減少する剰余金の一〇分の一を資本準備金、または、利益準備金（以下、「準備金」と総称する）として計上しなければならない」としています。

・また、合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転などで、資本金や準備金に計上すべき額については、法務省令で定めることとなっています。（会社法四四五条）

◇旧商法の取扱い

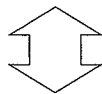
・ちなみに、旧商法の取扱いでは、準備金の積立額は、次のように計算します。

・すなわち、分配した剰余金の一〇分の一か、資本金を四で除した金額から、準備金を控除した額を比べて、いずれか少ない金額です。

◇準備金※制度の一本化

・準備金に積立てるものは、会社

分配した剰余金の額の10分の1の額



いずれか少ない金額を準備金に積立てる

資本金を4で除した額から、準備金の額を控除した額

法に限定列举せず、省令に定めることとなりました。従来までの利益準備金や資本準備金は、単に「準備金」として整理されます。

・しかし、法律上は、区分の必要がなくなっても、両者の発生した源泉は異つています。利益準備金は会社の稼働利益であり、資本準備金は、株主からの払込み資本で、会計上は全く違った性質のものです。

従って、今後も、計算書類では、両者は区別して表示されるものと考えられます。